

2020 年 5 月

新型コロナウイルス感染症に関する企業向け商品の改定のご案内

新型コロナウイルス感染症に罹患および影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く平常の事業活動に戻ることができますようお祈り申し上げます。

損保ジャパンでは、新型コロナウイルスの感染による影響が全国規模で拡大が続いていること、保険の補償対象化を望むお客様の声が高まっていることなどをふまえ、感染症による休業損失を補償する企業向け商品を対象に改定を実施いたします。

以下に改定の内容をご案内いたしますので、ご不明な点につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の消毒費用や休業損失等を補償する追加条項の新設

1. 改定の内容

感染症を原因とする利益損失・費用等を補償する別表記載のすべてのご契約に、新追加条項「新型コロナウイルス感染症（※1）に関する費用補償追加条項」を、追加保険料なしで自動セットします。

なお、本改定は、2020 年 2 月 1 日（※2）以降に発生した事故に適用されます。

（※1）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。

（※2）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行日です。

2. 新しい追加条項の概要

新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項	保険の対象の施設が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、保健所等の指示に基づく消毒等の費用や休業による損失などに対して保険金をお支払いします。（ただし、都道府県知事等からの要請に基づく自主休業による休業損失は対象外です。） 保険金のお支払いの額は、費用や損失の額に関わらず、ご契約の加入単位（注）に応じて定額で 20 万円です。 （注）被保険者毎、敷地内毎、施設毎等、対象契約の契約方式に準じます。
--------------------------	--

3. 改定の対象となるご契約

別表記載の商品名と対象となる条件を満たした契約のうち、①～③が本改定の対象となります。

①2020 年 2 月 1 日が保険期間に含まれている契約

②保険始期日が 2020 年 2 月 1 日以降の継続契約

③保険始期日が 2020 年 2 月 1 日以降の新規契約（保険始期日の翌日から起算して 14 日間は支払対象外期間です。）

【別表】

商品名	対象となる条件
企業総合補償保険、企業総合保険、店舗総合保険、店舗休業保険、テナント総合保険、賠償責任保険(※1)	「食中毒・(特定)感染症を補償する特約」がセットされている
ウォームハート(介護事業者向け賠償責任保険)	すべての契約(条件なし)
ビジネスマスター・プラス(ビジネスプラン)(※2)	①補償プランが「ワイドプラン」で「休業損失等担保条項(休業ユニット)」がセットされている ②「食中毒・感染症利益補償特約」がセットされている
ビジネスマスター・プラス(マルチリスクプラン)(※3) ビジネスマスター・プラス(賠償プラン)(※3)	①補償プランが「ワイドプラン」で「休業損失等担保条項(休業ユニット)」がセットされている(※4) ②「食中毒・感染症利益補償特約」がセットされている

(※1)国内 PL 保険、商賠繁盛、和文 CGL、旅館賠償責任保険、ウォームハート等が対象です。

(※2)保険始期日は 2020 年 6 月 30 日までとなります。

(※3)保険始期日は 2020 年 7 月 1 日以降となります。

(※4)物流業務のために所有、使用または管理する施設は対象外です。

このご案内は改定の概要を説明したものです。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。


損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPO グループの一員です。

お問い合わせ先

損保ジャパンパートナーズ株式会社

団体職域第二部

〒163-0417 東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビルディング17階

TEL03-6279-0654 FAX03-6279-0695

(SJ20-50028)

2020 年 5 月 12 日作成